

## 資料 I（各サービス共通）

### 13. 介護保険課からのお知らせ

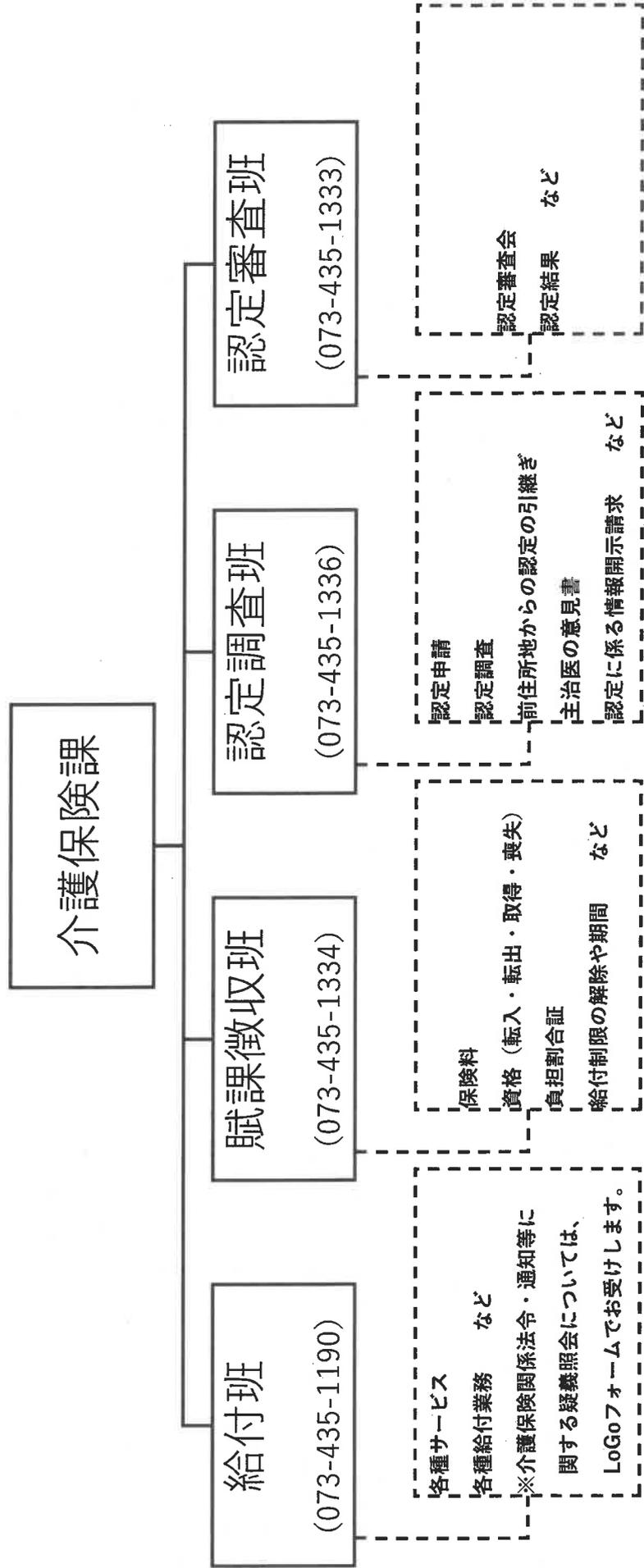
集団指導

- 1 介護保険課の各業務（担当班）について  
業務内容に沿った担当へお問合せください。
  
- 2 2号被保険者（40歳～64歳の方）の要介護（要支援）認定申請方法について  
マイナンバーカードと健康保険証が一体となったことによる、2号被保険者の要介護（要支援）認定申請に必要な書類等のご案内です。
  
- 3 ケアプラン点検について  
当課で実施したケアプランチェックの結果を踏まえ、共通する指摘事項や介護保険の基本的な考え方についてまとめましたので、事業所全体でご確認ください。
  
- 4 介護保険サービスの支給事務等においてヤングケアラーを把握した場合の対応等について（介護保険最新情報 Vol.1275）  
本通知において、「利用者に同居家族（ヤングケアラーも含む）がいることをもって一律に本人への生活援助が位置付けられないというものではないことから、改めてその内容についてご了知いただき、特にこどもが主たる介護者となっている場合は、こどもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係るヤングケアラーの負担等に配慮し、適切に介護保険サービスが提供されるように御協力をお願いいたします。」と示されているところです。内容を確認の上、適切な対応をお願いします。

## 介護保険課の各業務（担当班）について

介護保険課では、業務効率化・円滑化のために班によって担当を分けており、事業所様からのお問い合わせについては、各業務の担当班に対応いたします。担当班以外へお問い合わせいただいた際は、取り次ぎ等で時間を要する場合がありますので、お問い合わせ内容が明らかである場合は、**各業務の担当班宛てに直接ご連絡いただきますよう**、改めてお願いいたします。

各業務の担当班については、下記のとおりです。



## 2号被保険者（40歳～64歳の方）の要介護（要支援）認定申請方法について

令和6年12月からマイナンバーカードと健康保険証が一体となったことで、2号被保険者の要介護（要支援）認定申請の際の必要書類が以下のとおり変更となりましたので、ご確認をお願いいたします。

### ■ 2号被保険者の要介護（要支援）認定申請にかかる必要書類

- (1) 介護保険要介護認定・要支援認定申請書 又は 介護保険要介護認定変更申請書  
（「特定疾病名」「資格取得日」の記載が必要です）
- (2) 認定調査について
- (3) 医療保険情報が確認できる書類として、以下3点のうちいずれか1点の提出又は提示
  - ・有効期限内の「健康保険被保険者証」の写しの提出
  - ・「資格確認書」の写しの提出
  - ・マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格画面」の画面を印刷したもの  
※「医療保険の資格画面」はスマートフォンなどで提示いただくだけでも可能です。

いずれもお持ちでない場合も介護保険要介護（要支援）申請をしていただくことができます。

その際は本市において公簿等（マイナンバーを用いた情報連携を含む）により医療保険情報を確認しますが、公簿等での確認が取れない場合があります。

確認が取れない場合、追加で上記3点のいずれかの提出をお願いすることがあります。予めご了承ください。



不明な点等ございましたら 073-435-1336 までご連絡ください。

介護保険課 認定調査班

## ケアプラン点検について

和歌山市介護保険課

平素は、本市の介護保険の運営につきまして、多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

和歌山市では平成22年度から、自立支援に資するケアマネジメントの支援や介護保険の給付の適正化を目的にケアプランチェックを実施してきました。その中で、共通する指摘事項や介護保険の基本的な考え方について次のとおりまとめましたので、今一度事業所内でケアプランのご確認をお願いします。

### アセスメントについて

ケアプランチェックにおいて、各項目のチェックのみで特記事項に何も記載がない場合が見受けられますが、チェックするだけでは、利用者が具体的にどういう状態であるのか、どういったことなら自分でできるのかを把握するのに不十分であると考えます。各項目にチェックを行うだけではなく、利用者の具体的な心身状態と、家族やサービス事業所による援助内容を記載することで、利用者の状態を把握・分析し、日常生活を送る上でのニーズが導き出されると考えます。

アセスメントは利用者についての生活状況を理解し、利用者が在宅生活を継続していく上で、どのような日常生活課題があるかを明らかにしていく大切なプロセスです。今一度、アセスメントは何のために行うのか、困り事の原因や背景まで分析できているか確認してください。

### 第1表について

「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」について、「家族に負担をかけない」、「安心して暮らしたい」など、利用者の今後の生活の意向についての記載がよく見受けられます。令和3年3月31日以降より『利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果』（『利用者及び家族の生活に対する意向』から変更）の記載も必要となっています。利用者・家族がどのように生活したいと考えているかの意向を踏まえた課題分析の結果の記載も必要ですので、確認をお願いします。

「生活援助中心型の算定理由」について、身体介護の後に引き続き生活援助を行う場合も、「生活援助」を位置づけていますので、居宅サービス計画書（第1表）に記載する必要があります。〈老企第36号第2の2（3）1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い、（6）「生活援助中心型」の単位を算定する場合〉。

### 第2表について

ケアプランチェックにおいて、「ニーズ（生活全般の解決すべき課題）」に「健康に過ごしたい」「歩けるようになりたい」などの記載が多く見受けられます。利用者・家族の生活に対する意向は非常に重要ですが、なぜそうなりたいのか、なにを求めているのかの理由（目的）を明らかにした上で、「目標と現状との差を解決するために利用者自身が主体的に取り組むこと」が「ニーズ（課題）」となります。意向から見えてくる生活上の課題を、介護支援専門員が利用者の現状を踏まえて分析を行い、「ニーズ（生活全般の解決すべき課題）」として分かりやすい言葉で、利用者の自立を阻害する要因を解決する内容として記載することが必要であると考えます。

#### 第4表（サービス担当者会議の要点）について

医療系サービスを位置づける場合は、医師の意見を具体的に記載し、作成した居宅サービス計画を交付する必要があります（「基準省令第13条第19、19の2、20号、解釈通知第2-3（8）②」）。

また、サービスを追加する際、追加するサービスのみの担当者しか出席していない場合が見受けられます。サービス担当者会議は、関係者がそれぞれの視点から専門的見解を述べることで、より効果的な支援方法を見出す会議です。チームケアの観点から関係者全員の出席が必要となります。関係者の日程調整がつかない場合は欠席理由と照会した年月日、内容、回答を記録することが必要です（「基準省令第13条第9号、解釈通知第2-3（8）⑩」）。

#### 第6表（サービス利用票）について

標準様式から確認欄は削除されていますが、第6表の説明、同意、交付を適切に行った証として、利用者・家族から押印又は署名等を頂くことが望ましいと考えます（「基準省令第13条第10号、解釈通知第2-3（8）⑪」）。

#### 法令・通知

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号）】（抜粋）

#### 第3章 運営に関する基準

##### 第13条

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十九 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

十九の二 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（解釈通知・老企第22号）】（抜粋）

## 第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

### 3 運営に関する基準

#### (8) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

##### ⑩ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取（第九号）

介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者等と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要である。なお、利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意されたい。また、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとしているが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要がある。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合のほか、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であつて、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等が想定される。（以下省略）

##### ⑪ 居宅サービス計画の説明及び同意（第十号）

居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。利用者に選択を求めることは介護保険制度の基本理念である。このため、当該計画原案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重することとともに、作成された居宅サービス計画の原案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反

映の機会を保障しようとするものである。また、当該説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に示す標準様式を指す。）に相当するものすべてを指すものである。

② 主治の医師等の意見等(第十九号・第十九号の二・第二十号)

訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを利用する場合に限る。)及び看護小規模多機能型居宅介護(訪問看護サービスを利用する場合に限る。)については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（解釈通知・老企第36号）】（抜粋）

第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項

2 訪問介護費

(3) 1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い

1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間で位置付けることとし、30分を1単位として、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせで算定することとする。なお、身体介護に生活援助を加算する方式となるが、実際のサービスの提供は身体介護の後に引き続き生活援助を行う場合に限らない。1回の訪問介護の全体時間のうち身体介護に要する時間を合計して判断するため、例えば、生活援助の後に引き続き身体介護を行ってもよい。

(5) 20分未満の身体介護の算定について

② 20分未満の身体介護中心型については、下限となる所要時間を定めてはいないが、本時間区分により提供されるサービスについては、排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって定期的に必要な短時間の身体介護を想定しており、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。

また、いずれの時間帯においても20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合、引き続き生活援助を行うことは認められない（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。）ことに留意すること。

(6) 「生活援助中心型」の単位を算定する場合

注3において「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

各都道府県介護保険担当課（室）

各中核市介護保険担当課（室）

各特別区介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

介護保険サービスの支給事務等において  
ヤングケアラーを把握した場合の対応等について  
計 25 枚（本紙を除く）

Vol.1 275

令和6年6月12日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3996)  
FAX : 03-3592-7894

事 務 連 絡  
令和 6 年 6 月 12 日

各 

都	道	府	県
中	核	市	
特	別	区	

 介護保険主管部(局) 御中

厚生労働省老健局  
認知症施策・地域介護推進課  
高 齢 者 支 援 課  
老 人 保 健 課

介護保険サービスの支給事務等において  
ヤングケアラーを把握した場合の対応等について

平素より、高齢者福祉行政の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）等の改正を含む「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）については、本年 6 月 5 日に国会で可決・成立し、本日公布されました。改正法のうち、ヤングケアラーの関係については、公布日施行であるため、本日付けで、こども家庭庁より、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）」（こ支虐第 265 号令和 6 年 6 月 12 日付こども家庭庁支援局長通知。以下「施行通知」という。）が別添 1 のとおり発出されたところです。

これを踏まえ、介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーを把握した場合の対応等について下記のとおりお示ししますので、関係各位におかれましては、貴局管内の市区町村の関係部局及び関係機関に周知いただくとともに、適切なお対応をお願いいたします。

記

1. ヤングケアラーの把握及びこども家庭センター等との連携について

改正法により子ども・若者育成支援推進法において支援対象として明記されたヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・

若者)については、特に優先的に支援を行う必要性が高いケースとして、保護者に病気や障害があるなどして日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであるなどし、保護者に対するケアを当該こども・若者が長時間担っているケースが想定されるところです。

施行通知においては、こうしたケースの具体的な把握のあり方のほか、ヤングケアラーを把握した場合の具体的な支援内容として、介護保険サービス等を活用して本人が担っているケアを外部サービスで代替していくことが求められること等をお示ししております。

(施行通知 一の3(2)③参照)

支給対象者にヤングケアラーであると疑われるこども・若者がいることを把握した場合には、市区町村のこども家庭センター等に情報提供いただくなどの御協力をお願いいたします。

また、こども・若者がヤングケアラーとなっている家庭について、介護保険サービスの提供が必要と思われる場合には、市区町村のこども家庭センター等から介護保険担当部局につなぐことが考えられるため、必要な連携・御協力をお願いいたします。

さらに、施行通知においては、ヤングケアラーへの支援に当たっては、介護や生活困窮など他制度における支援策を活用することが重要となることから、各市区町村においては、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の48に規定する会議(以下「地域ケア会議」という。)等との連携についても示されており(施行通知 二の2(3)参照)、例えば、

- ・地域ケア会議において、ヤングケアラーの情報を把握した場合に、市区町村のこども家庭センター、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や子ども・若者育成支援推進法に基づくこども・若者支援地域協議会(以下「要保護児童対策地域協議会等」という。)等に情報提供をいただくこと
- ・ヤングケアラーがいる家庭について介護保険サービス等の支援が必要と思われる場合に、市区町村のこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等から、地域ケア会議に情報提供を行うこと

も考えられるところであり、必要な連携が図られるようご留意をお願いします。

なお、情報提供に当たっては、個人情報に係る取扱いについては、施行通知の別紙3をご参照ください。

## 2. 同居家族等がいる場合の訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて

施行通知においては、ヤングケアラーを含むご家庭に円滑にサービスの導入が図られるよう、介護保険、障害福祉サービス等の関係機関・部署に対して、子が主たる介護者となっている場合には、子を「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十

分配慮して支給決定等を行う必要があることなど、その認識を十分共有しておくことが重要であることをお示ししています。(施行通知 一の2 (3) ③参照)。

同居家族等がいる場合の生活援助サービスの取扱いについては、「ヤングケアラーの支援に向けた取組への御協力について(依頼)」(令和4年9月20日付厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)(別添2)にてお示ししているとおり、利用者に同居家族(ヤングケアラーも含む)がいることをもって一律に本人への生活援助が位置付けられないというものではないことから、改めてその内容についてご了解いただき、特にこどもが主たる介護者となっている場合は、こどもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係るヤングケアラーの負担等に配慮し、適切に介護保険サービスが提供されるように御協力をお願いいたします。

### 3. ポスターの周知等

ヤングケアラーに気づくためのヒント等をまとめたポスターとして、こども家庭庁において、別添3「ヤングケアラーに気づくために」が作成されておりますので、介護保険担当部署に掲示いただくなど、介護保険担当職員等に周知するとともに、介護保険事業者等を対象とした集団指導等を通じて介護保険事業者等の従事者等に周知をお願いいたします。

こ支虐第 265 号  
令和 6 年 6 月 12 日

各 ( 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 ) 殿

こども家庭庁支援局長

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について  
(ヤングケアラー関係)

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。)については、本年 6 月 5 日に国会で可決・成立し、本日公布され、改正法のうち、ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 25 条の 2 の改正については、同日から施行されることとなったところである。

改正法による子ども・若者育成支援推進法及び児童福祉法第 25 条の 2 の改正の概要について、下記のとおりとするので、十分御了知の上、管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 第一 改正の趣旨

いわゆるヤングケアラーについては、家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響があることが指摘されており、国においても支援体制の整備等の予算事業の実施や社会的認知度の向上のための広報啓発等の取組を進めてきた。一方で、地方公共団体における取組には引き続きばらつきが見られる等の課題があることから、ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、改正法により子ども・若者育成支援推進法等を改正し、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記する等の改正を行うことで、ヤングケアラーへの支援の普及を図るものである。

### 第二 改正法の主な内容

#### 一 子ども・若者育成支援推進法の一部改正

650  
(-1)

## 1 基本理念（法第2条第7号関係）

### （1）改正の概要

子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）の基本理念を定めた法第2条第7号において、その子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」（以下「**ヤングケアラー**」という。）が明記されたこと。

### （2）ヤングケアラーの定義

ヤングケアラーの定義中の「**過度に**」とは、子ども・若者が「**家族の介護その他の日常生活上の世話を**」を行うことにより、「**社会生活を円滑に営む上での困難を有する**」状態に至っている場合、すなわち、**子どもにおいては子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものであること。**

都道府県及び市区町村（子ども家庭センター等）において支援対象であるかの判断を行うに当たっては、**その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人の子ども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要であること。**

「**家族の日常生活上の世話を**」には、法文上明示されている「**介護**」に加え、**幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれること。**

### （3）ヤングケアラー支援の対象年齢

法は、**おおむね30歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね40歳未満の者を対象としており、このことはヤングケアラーへの支援についても同様である。具体的には子ども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、子ども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、子ども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得ること。**

## 2 関係機関等による支援等（法第15条及び法第16条関係）

（1）関係機関等（法第15条第1項に規定する「**関係機関等**」をいう。以下同じ。）が、**社会生活を円滑に営むことができるようにするための法第15条**

第1項各号に掲げる各種支援を行うよう努めるべき対象としてヤングケアラーを明記したこと。(法第15条第1項関係)

(2) 関係機関等は、ヤングケアラーの家族その他ヤングケアラーが円滑な社会生活を営むことに関係する者に対しても、相談及び助言その他の援助を行うよう努める必要があること。(法第15条第2項関係)

(3) 関係機関等は、ヤングケアラーに対する必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置を採るとともに、必要な支援を継続的に行うよう努める必要があること(法第16条関係)。

① ヤングケアラーの状況を把握すること。

② 相互に連携を図るとともに、ヤングケアラー又はヤングケアラーの家族その他ヤングケアラーが円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

③ 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(4) 上記(3)の①のとおり、関係機関等はヤングケアラーの状況を把握するよう努める必要がある、特に住民に最も身近な市区町村においては、3の(1)のとおり、支援対象を把握することを目的としたヤングケアラーの実態把握を定期的実施することが重要であること。

### 3 ヤングケアラーへの具体的な支援のあり方

#### (1) ヤングケアラーの把握

##### ①市区町村における記名式等による実態把握について

ヤングケアラーを把握し個別具体的な支援につなげるためには、まずは、ヤングケアラーが安心して自身や家庭の状況を話せる関係づくりが重要であり、ヤングケアラーの状況や心情に関する学校関係者等の理解促進に努める必要がある。その上で、主に市区町村において、任意の記名式や調査票ごとに異なる番号を付すなど回収後に個人が把握できる方法により調査を実施することが重要である。特にこどもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられることから、市区町村(こども家庭センター)から学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効である。

なお、調査票の作成に当たっては、回答するこどもの立場から、回答した後どのような対応が行われるのかなどの見通し(回答内容に応じて面談等を行い、必要な支援を伴走的に検討していく等)をこどもに分かりやすく表示するなど、こども・若者本人の持つ心情に十分配慮し、調査への回答やその後の支援への抵抗感を強めることがないよう留意すること。

##### ②支援の必要性、緊急性の高い者への優先的な支援について

ヤングケアラーへの支援を進めるに当たっては、特に支援の必要性、緊急性が高い者を特定し、優先的に支援を展開していくことも重要であるところ、過去の調査では、ケア対象者が父又は母である場合には、他の世帯構成と比較して子のみでケアをしている割合が高い傾向があるほか、話を聞

いてくれる人がいないとの回答も他と比べて高いことが確認されている。また、ケアに費やす時間が長時間になるほど学校生活等への支障が大きく、本人の負担も強いことが確認されている。

これらを踏まえれば、特に優先的に支援を行う必要性の高いケースとしては、保護者に病気や障害があるなどして日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであったりするなどし、保護者に対するケアを当該こども・若者が長時間担っているケースが想定される。

#### (生活保護や児童扶養手当の受給家庭の状況確認によるアプローチ)

こうしたケースに関しては、生活保護や児童扶養手当を受給している場合もあることから、

- ・管内の福祉事務所等との連携により生活保護を受給している家庭の世帯構成を確認し、こども・若者以外にケアの担い手がないと考えられる世帯については、こども家庭センターの職員がケースワーカーとの同行訪問等により状況を確認する
- ・児童扶養手当の申請手続等において、受給者等に日常的なケアが必要であり、こども・若者以外にケアの担い手がないと考えられる世帯を把握した場合には、こども家庭センターの職員がひとり親担当の職員とともに状況を確認する

など、優先的に支援を進めることが効果的と考えられること。

#### (学校等を通じたアンケート調査等によるアプローチ)

また、生活保護や児童扶養手当等の制度を利用していない場合であっても、早急に支援を行う必要のあるケースはあると考えられることから、前述の市区町村（こども家庭センター）による学校等の関係機関を通じたアンケート調査やスクールカウンセラーによる相談支援の結果等の内容も十分踏まえて、優先的に支援を行う必要性の高いヤングケアラーの把握に努めること。その際、把握したヤングケアラーの情報について、学校等とこども家庭センターとが適切に情報共有し、支援につなげていくことが有効であること。

#### (精神保健福祉分野との連携によるアプローチ)

加えて、

- ・都道府県等の精神保健福祉担当部局（自立支援医療（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳の担当等）と連携しつつ、こども・若者以外にケアの担い手がないと考えられる世帯について状況を確認する
- ・精神保健福祉センターや保健所等の相談機関、精神科医療機関や訪問看護事業者等にヤングケアラーについて周知し、支援を要すると考えられる家庭についての情報提供を促す

など、ヤングケアラーの把握に当たっては精神保健福祉分野との連携も効果的と考えられること。

### ③市区町村と都道府県の役割分担及び予算事業の活用について

市区町村が行う、支援対象となるヤングケアラーを把握するための調査に

については、定期的な実施が望まれる（少なくとも年に1回程度）。

また、都道府県においては、広域的な調査を実施した上で、条例の制定や計画策定等広域的に支援体制を整備するための取組を進めることが効果的である。

これらの調査により把握された実態を踏まえ、都道府県が中心となって市区町村との役割を整理し、地域におけるヤングケアラーの把握から支援につながる仕組みを構築することが望ましいこと。その際は、(2)②における都道府県の役割についても十分踏まえること。

ヤングケアラーの実態調査の実施に際しては、ヤングケアラー支援体制強化事業における実態調査・把握への補助を行っているため、積極的に活用いただくとともに、定期的かつ継続的な実態把握が可能となる仕組みの構築に努められたい。

## (2) ヤングケアラーへの支援

### ①18歳未満のヤングケアラーへの支援

市区町村は、「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）等その他の者」に対し、サポートプランの作成等の包括的かつ計画的な支援を行う義務がある（児童福祉法第10条第1項第4号）。

18歳未満のヤングケアラーである児童のうち、要支援児童等に該当する児童については、市区町村のこども家庭センター等においてサポートプランを作成し、包括的かつ計画的な支援を行う必要がある。なお、当該児童やその保護者が「支援は必要ない」などと支援を拒否している場合や、支援を拒否するほどではないが援助希求が乏しい場合などであっても、支援が必要であれば、サポートプランの作成に向けた働きかけを丁寧に行うことが重要である。

支援対象者と信頼関係が形成できていない場合は、本人にサポートプラン作成の趣旨や目的について十分に説明し、作成に向けた働きかけを行う必要があるが、その上で作成の同意が得られない場合については、可能な限り対話等を通じて支援対象者のニーズ把握を行い、行政内部での支援計画等に反映させ、支援を実施すること。

また、要支援児童等に該当しない場合であっても、一人一人の児童の置かれた状況や本人の受け止めに応じサポートプランを作成するなどし、具体的な支援等について検討すること。

また、おおむね15歳以上のヤングケアラーに対しては、18歳以上となった際に頼ることができる支援先（子ども・若者総合相談センターや民間支援団体等）や若者に対する就労支援その他地域における若者支援施策等へのつながりを行ったり、情報提供を行うことをサポートプランに盛り込んだりするなど、本人が18歳以上となる若者への移行期を迎えるにあたり必要となる支援内容を想定しつつ、具体的な支援等を検討する必要があることにも留意すること。

このほか、こども家庭センターが、ヤングケアラーへの支援を担う場合の

具体的な流れは、こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号子ども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知別紙1）を参照すること。

## ②18歳以上のヤングケアラーへの支援

（都道府県の役割）

18歳以上のヤングケアラーである若者への支援体制の構築に当たっては、特に若者の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、主に都道府県において、①オンライン等の若者がアクセスしやすい方法も取り入れながら、個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援や、②それを踏まえた必要な支援（介護保険サービス、障害福祉サービス等の担当部署やサービス提供事業者等）に向けた市区町村へのつなぎを行うことや、③精神的なケアなどの専門的な相談支援やピアサポート等を行いうる体制を整備していくことが望まれること。

具体的には、管内の子ども・若者総合支援センター等を18歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する、あるいは管内をカバーしうる民間支援団体等に依頼するなどが考えられること。

（市区町村の役割）

18歳以上のヤングケアラーである若者に関しては、市区町村のサポートプランの作成等の対象とならないが、年齢による切れ目なく支援を行うことが重要であり、法第15条第1項各号の支援を行う努力義務の対象であることから、同項各号の援助に係る支援を行いうる体制を市区町村としても整備することが必要であること。

特に、市区町村は住民に最も身近な基礎自治体であり、介護、障害等の具体的な福祉サービスの支給決定等を担うことから、ヤングケアラーである若者についても、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割を果たすことが期待されること。

## ③ヤングケアラーへの具体的な支援内容と支援体制の整備

ヤングケアラーへの具体的な支援としては、介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て世帯訪問支援事業、外国語対応通訳の派遣等を活用して本人が担っているケアを外部サービスで代替していくほか、日常的なケアから離れたレスパイトの機会を確保することや、ピアサポート等の相談支援等、必要な支援の実施体制を整備することが求められること。

ヤングケアラーの状況に応じた具体的な支援内容の例については、別紙2を参照されたい。その際、円滑にサービスの導入が図られるよう、介護保険、障害福祉サービス等の関係機関・部署に対して、子が主たる介護者となっている場合には、子を「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮して支給決定等を行う必要があることなど、その認識を十分共有しておくことが重要であること。

ヤングケアラーへの支援体制の構築に際してはヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）において必要な経費の補助を行っているため、その積極的な活用を図られたい。

- ④ヤングケアラーの実態把握・支援の実施状況の定期的な照会・公表について  
各市区町村におけるヤングケアラーの把握・支援の実施状況（サポートプランの作成状況を含む。）に関しては、定期的にこども家庭庁より照会・公表を行う予定であるため留意されたい。

### (3) 支援に当たって留意すべき事項

ヤングケアラーへの支援は、家庭内の非常にデリケートな面に関わるものであり、こども・若者やその保護者等の複雑な心情等にも十分に配慮することが重要である。

このため、ヤングケアラー本人の受け止めを丁寧に捉え、こども・若者の気持ちに寄り添いながら、保護者等の状況や心情も十分踏まえて、肯定的・共感的な関わりを心掛け、外部サービスの利用検討に当たっては、家族全体を支援する視点を持って、家庭内の状況や家族の関係性、心情等にも十分留意しながら、丁寧な説明等を行い、その理解を得ながら利用を促す等の対応を行うことが適当である。加えて、現時点において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」状態に至っていない場合であっても、介護を必要とする入院中の家族が退院予定であるなど、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」状態に今後至ることが想定される場合には予防的な視点も持って対応を行っていく必要があること。

また、ヤングケアラーの把握や支援の導入に当たっては、関係機関等の職員のヤングケアラーへの理解を促すことが重要であり、上記のような支援を行うに当たっての姿勢や、居宅サービス等の利用の決定につきヤングケアラーを介護力とみなすことのないよう配慮すること等について、ヤングケアラー支援体制強化事業における関係機関等職員研修への補助や、こども家庭センター等における相談支援体制の整備に関する補助を活用しながら、関係機関の職員に対する研修や相談対応を積極的に実施されたい。

## 二 法及び児童福祉法の一部改正（法第 21 条及び児童福祉法第 25 条の 2 関係）

### 1 改正の概要

子ども・若者支援調整機関及び要保護児童対策調整機関は、法第 15 条第 1 項に規定する子ども・若者のうち、児童福祉法に規定する要支援児童又は要保護児童であるものに対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、各調整機関同士で連携を図るよう努めるものとされたこと。

### 2 子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会等の連携のあり方

- (1) 年齢によって支援が途切れることのないよう、当該児童が 18 歳に達す

るまでに、要保護児童対策調整機関から子ども・若者支援調整機関にヤングケアラーの支援に必要な情報を提供するなど、必要な支援を円滑に継続するために各調整機関同士が連携を図るよう努めること。

なお、両協議会間の情報共有は、要保護児童対策調整機関が地方公共団体の機関等の行政機関等である場合には個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第69条に、要保護児童対策調整機関が民間事業者である場合には同法第27条第1項に基づき対応することになるところ、いずれの場合も、円滑に効果的な支援を行うためには、子ども本人や家族からの同意を得た上で情報共有されることが望ましい。個人情報に関する取扱いについては別紙3を参照されたい。また、各協議会の構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとされているところ、個人情報保護法等の関係法令に基づきこうした連携に必要な情報共有を行うことは、「正当な理由」に該当するものと考えられる。

- (2) 支援の対象とする年齢層がより広い子ども・若者総合相談センターが、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会の支援をつなぐ拠点としての役割を担うことも望まれるところであり、例えば、以下のような対応が考えられること。
- ① 子ども・若者総合相談センターが要保護児童対策協議会の構成機関に加わること。
  - ② 各市区町村において、子ども・若者総合相談センターや子ども・若者支援地域協議会の設置を一層促進すること。なお、子ども家庭センターに、子ども・若者総合相談センターの機能を統合するなどして一体的に運営することは差し支えないこと。
- (3) ヤングケアラーへの支援に当たっては、介護や生活困窮など他制度における支援策を活用することが重要となる。このため、各市区町村においては、子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターを設置していない場合も含め、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6に規定する支援会議や生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条に規定する支援会議及び介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48に規定する会議等との連携を行うことも重要であること。

### 三 その他改正法の施行に伴い対応が求められる事項

#### 1 国民の理解の増進等（法第10条関係）

国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとされている。

ヤングケアラーの支援を進めていくためには、周囲の大人等が理解を深

め、家庭においてこどもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要である。

令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中取組期間」に据えていること等を踏まえ、国においては引き続き、ヤングケアラーの社会的認知度向上のための積極的な広報啓発を実施していく予定であり、各地方公共団体においては、令和7年度以降も含め、地域の実情に応じたヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる効果的かつ積極的な広報啓発の実施を検討されたい。

ヤングケアラーに関する広報啓発に当たっては、こども・若者の複雑な心情等にも十分に配慮することが重要であり、

- ・ ヤングケアラーへの支援が家庭内の非常にデリケートな面に関わるものであること
- ・ 本人の受け止めを丁寧に捉える必要があること
- ・ その上でこども・若者にとって必要な時間が確保されるよう、こども家庭センターのサポートプラン等を通じた支援が行い得ること

等について、周囲の大人等の適切な理解を促し、当事者に寄り添った姿勢の下で支援につなげていくことが可能となるよう、丁寧な広報啓発を行うこと。

## 2 国による地方公共団体及び民間団体に対する支援（法第14条関係）

国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするところであり、国において、地方公共団体及び民間団体に対する必要な支援を引き続き進めていくこと。

## 3 調査研究の推進（法第17条関係）

国及び地方公共団体は、法第15条第1項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとされている。

国において、今後、ヤングケアラーへの支援の方法等に関する必要な調査研究等を進めていく予定であり、地方公共団体においても、ヤングケアラーの効果的な支援方法等に関する必要な調査研究の実施に努めること。

## 4 人材の養成等（法第18条関係）

国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに法第15条第1項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとされている。

国においては、困難を有するこども・若者を支援する人材の養成について、研修を行う予定であるほか、上述の関係機関職員研修等、地方公共団体における研修に必要な経費の補助を行っているため、地方公共団体においてもこれらを積極的に活用しつつ、ヤングケアラーの支援に必要な人材の養成や支援体制の整備のための必要な施策を講ずるよう努めること。

### 第三 施行日

法及び児童福祉法第 25 条の 2 の改正については、改正法の公布の日（令和 6 年 6 月 12 日）から施行することとした。

○こども家庭センターガイドライン（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号子ども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知）  
（ヤングケアラー関係抜粋）

### 第3章 こども家庭センター（児童福祉機能）

#### 第2節 こども家庭支援におけるこども家庭センター（児童福祉機能）の具体的な業務

##### 6. ヤングケアラー支援の流れ

ヤングケアラーを早期に把握して支援につなげていくためには、教育、高齢者福祉、障害福祉、介護、医療等の多機関との連携（参考資料4(11)参照）が重要である。以下を参考に、ヤングケアラー支援の流れを整理した上で、それぞれの関係機関との連携内容を共有し、あらかじめ市町村としての支援体制を確立しておくことが重要である。

なお、ヤングケアラー本人のこども期から若者期への移行において、重層的支援体制整備事業（本章第5節21(2)「④重層的支援体制整備事業」にて後掲）を活用し、ケアの内容や本人が置かれている状況によって多分野にまたがる支援体制を構築することも効果的と考える。

##### (1) ヤングケアラーの把握

ヤングケアラーについては、こども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴がある。こうした中で、適切に支援につなげていくためには、まず、学校（特に小学校・中学校）を始め、高齢者福祉、障害福祉、介護、医療等に係る関係機関との間で、顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になるこども・家庭があった場合の相談先としての相互の連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確にしておくことが重要である。

学校を通じて、こども自身に気付きを与える記名式等の個人を特定することが可能な方法によるアンケートを行い、一定の項目に該当したこどもの情報について、学校側とセンター（児童福祉機能）で共有し、支援につなげていく取組も有効である。

（なお、文部科学省が作成した「生徒指導提要」においても、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、ヤングケアラーの早期発見・対応につながる可能性、スクールソーシャルワーカーと連携して市町村の福祉機能等の支援につなげることの必要性が示されており、小学校・中学校・高等学校との連携は、ヤングケアラーを把握するために効果的であると考え。）

また、各市町村において、「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置している場合には、当該者をセンターに配置する、あるいは、当該者とその配置先機関との密な連携関係を構築することが重要である。

## (2) ヤングケアラーに対するアセスメント

ヤングケアラーであるこどもを把握した場合には、こども自身の心情・意向や家庭の状況に十分に寄り添うことがまず重要である。こども自身は、大切な家族のためのケアを進んで担っているという認識である場合も多く、それが客観的に見て支援を必要とするものであると捉えることは難しい場合も多い。

一方で、勉強や部活等の学校活動や交友関係に支障が生じ、こどもとしての時間が持てない状況の場合は、サポートプラン（及び支援方針）の作成を通じ、ヤングケアラーが担っている「ケア」の一部を外部サービス等で代替することによって、こどもとしての時間を確保していくことが必要である。

また、現時点でこどもとしての時間が持てない状況にまでは至っていないものの、ケアに関わる将来的な心配事（進学や就職等）や心理的負担が高い場合には、ピアサポートやオンラインサロンを含めた伴走的な相談支援につなげていくことが求められる。

アセスメントに際しては、情報元となったこどもと信頼関係が構築されている機関（学校等）と連携する等により、こども自身の心情・意向や日々の状況を把握しつつ、家庭内の「ケア」に係る外部サービスの活用状況や考え等を確認し、必要な支援の検討につなげていく。

## (3) サポートプラン（及び支援方針）の作成及び支援の実施

「ケア」を担うことにより、こどもとしての時間が持てない状況となっている場合は、以下のように、「ケア」の内容に応じた外部サービス等の導入を検討していく必要がある。

### ① 家庭内の家事やきょうだい児に対するケアである場合

センター（児童福祉機能）において子育て世帯訪問支援事業の活用等を検討していくことが考えられる。

### ② 家族（きょうだい児含む）の障害に対するケアである場合

市町村内の障害福祉担当部門に当該家庭の障害福祉サービスの活用状況を確認しつつ、家庭の理解を得ながら、管内の基幹相談支援センター、指定一般相談支援事業所等へ問題意識を共有し、「ケア」の一部を代替し、こどもの時間が確保されるように調整していくことが求められる。

### ③ 家族の介護である場合

市町村内の介護保険担当部門に当該家庭の介護保険サービスの活用状況等を確認しつつ、家庭の理解を得ながら、管内の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所等へ問題意識を共有し、「ケア」の一部を代替し、こどもの時間が確保されるように調整していくことが求められる。

## (4) フォローアップ

ヤングケアラーであるこどもと家庭の状況に応じ、学校をはじめとするこどもと日常的な接点を有する関係機関や、要対協からの情報収集等を通じ、こども

もの時間が確保される状況となっているか、こども及び家庭の状況を定期的に確認する。(令和4年度 子ども・子育て支援 推進調査研究事業「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」参照)(参考資料4(12))

また、家族のケアは18歳で終わるわけではないため、必要に応じて、公共職業安定所、地域若者サポートステーションや子ども・若者支援地域協議会等につなげるなど、ヤングケアラーへの支援が年齢によって途切れることのないように努めること。

＜参考＞ヤングケアラーの負担軽減につながる支援内容（例）

ケース例	支援内容の例	想定される主な連携先
ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービス（在宅サービス（ヘルパー、ショートステイ利用等）、施設入所等）</li> </ul>	市区町村の担当部署（介護関係等）
ヤングケアラーがケアをする対象者に障害等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス等（居宅介護（家事援助）等の利用、短期入所（ショートステイ）、障害児通所事業、施設入所等）</li> <li>訪問看護（精神障害等で医療的支援を必要とする場合）</li> <li>自立支援医療</li> </ul>	市区町村の担当部署（障害福祉関係等）、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、障害福祉サービス等事業者、訪問看護事業者等
ヤングケアラーがケアをする対象者に医療的ケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護を含む医療サービス</li> <li>短期入所（レスパイトケアを目的としたショートステイ）</li> <li>自立支援医療</li> </ul>	市区町村の担当部署（障害福祉関係等）、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、訪問看護事業者等
ヤングケアラー本人やその家族に経済的支援（経済的自立）が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給</li> <li>生活困窮者自立支援機関の支援制度の活用</li> <li>自治体の補助金の活用、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の活用、市町村会の就学援助制度の活用</li> <li>高校等の授業料支援（高等学校等就学支援金・高校等で学び直す者に対する支援等）、高校等の授業料以外の教育費に係る支援（高校生等奨学金等）の活用</li> <li>大学等の授業料等減免、（独）日本学生支援機構等の給付型奨学金・貸与型奨学金の活用</li> <li>高校・大学等の各種修学支援制度における家計急変支援制度の活用</li> <li>就労支援（家族からの子どもの自立、親の就労支援等）</li> <li>障害年金受給</li> <li>傷病手当金受給</li> </ul>	福祉事務所や市区町村の担当部署、自立相談支援機関、就学援助制度担当課、社会福祉協議会、ハローワーク、年金事務所、学校、都道府県教育委員会の就学支援担当課、（独）日本学生支援機構等
ヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯訪問支援事業</li> <li>養育支援訪問事業（未熟児や多胎児等に対する栄養指導等）</li> <li>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポーター・センター事業）の利用（きょうだいの登校支援等）</li> </ul>	市区町村の担当部署（児童福祉、子育て支援関係等）等

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の利用調整</li> <li>・放課後児童クラブ・児童館の利用調整</li> <li>・乳児の一時預かり（保育所等）</li> <li>・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライストステイ）（幼いきょうだいの利用等）</li> </ul>	
ヤングケアラー本人のレスパイトが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所の提供（児童育成支援拠点事業、子ども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等）</li> <li>・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライストステイ）（本人利用等）</li> </ul>	自治体の担当部署（児童福祉、子育て支援関係等）等
ヤングケアラー本人や家族が経験を共有できず相手を求めている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラー同士のピアサポート</li> <li>・家族会（障害等により様々な存在）</li> <li>・オンラインサロン</li> </ul>	自治体の担当部署（ヤングケアラー関係、福祉関係等）、子ども・若者総合支援センター、都道府県が委託したヤングケアラーの支援団体等
ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリング</li> <li>・養護教諭等による相談対応</li> <li>・医療サービス</li> </ul>	医療機関、学校等
日常生活の支援をする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯訪問支援事業</li> <li>・児童育成支援拠点事業</li> <li>・食事等の提供（フードバンクの利用、子ども食堂、NPO法人からの提供、自治体等が連携しての提供）</li> <li>・自宅の清掃（関係機関と連携してごみ屋敷の解消等）</li> <li>・金銭管理支援</li> </ul>	市区町村の担当部署（児童福祉、子育て支援関係等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等
学習支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童育成支援拠点事業</li> <li>・学校（学校と地域が連携して行う活動も含む）、家庭児童相談室による支援</li> <li>・生活困窮世帯やひとり親家庭のこども向け学習支援</li> <li>・進路相談</li> </ul>	自治体の担当部署（福祉関係、子育て支援関係等）、社会福祉協議会、学校等
ヤングケアラーがケアす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政等の通訳サービス（ヤングケアラー支援体制強化事業等）</li> </ul>	自治体の担当部署（ヤングケア

対象者に日本語通訳が必要な場合	翻訳ツールの提供	ラー関係等) 等
<p>ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政等の手話通訳派遣サービス</li> <li>聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供</li> </ul>	<p>自治体の担当部署 (障害等) 等</p>
<p>人生設計を一緒に考える大人が必要な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリアカウンセリング</li> <li>児童家庭支援センターへの相談</li> <li>ヤングケアラー同士のパピアサポート</li> <li>学校の担任への相談</li> </ul>	<p>自治体の担当部署 (ヤングケアラー関係)、子ども・若者総合相談センター、都道府県が委託したヤングケアラーの支援団体、児童家庭支援センター、学校等</p>
<p>就労に関する支援が必要な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新卒応援ハローワーク等における、ヤングケアラーの大学生等に対する、専門家(公認心理師等)、学校、自治体の担当部署等とも連携した連携支援チームによる、心理的サポートを含めた一体的・総合的な就職支援</li> <li>地域若者サポートステーションにおける、職業的自立に向けた就労支援</li> </ul>	<p>新卒応援ハローワーク等、地域若者サポートステーション</p>
<p>※ 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」において作成した「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」を担う子どもを地域で支えるために」 図表 15「ケース別のサービス提供例」を参考に、こども家庭庁支援局虐待防止対策課において作成。</p> <p>※ この他、各地域において提供可能なサービスにつなぐなど適切かつ丁寧な対応を行うこと。</p>		

個人情報保護法における第三者提供の際の本人同意の取扱いについて

1. 行政機関等から他の行政機関、民間事業者等に情報提供する場合

- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）は、行政機関等が個人情報を保有することができる場合について規定するとともに、個人情報を保有するときは利用目的を特定すること等を求めている。（個人情報保護法第 61 条）
- また、個人情報の利用及び提供については、原則として、あらかじめ特定された利用目的以外の目的のための利用及び提供を禁止した上で、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合について規定している。（個人情報保護法第 69 条第 1 項及び第 2 項）

<個人情報保護法第 69 条第 2 項に基づき利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合>

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ② 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
- ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
- ④ ①～③までに記載する場合のほか、専ら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき

2. 民間事業者から行政機関・民間事業者に情報提供する場合

- 情報提供の主体が民間事業者である場合には、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。（個人情報保護法第 27 条第 1 項）

<個人情報保護法第 27 条第 1 項に基づき本人同意が不要となる場合>

- ①法令に基づく場合（※）
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき  
（例）栄養状態が悪く衰弱している場合や、重篤な疾患等により急迫した状態にある場合、虐待や DV を受けていると疑われる場合
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例) 児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要がある場合

- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

※法令に基づく場合の例

- ・児童福祉法第 25 条第 1 項虐待防止法第 6 条第 1 項の児童相談所等への通告義務規定により、市町村等に通告する場合
- ・児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項により、関係機関が要支援児童等と思われる者に関する知り得た情報を市町村に提供する場合
- ・児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 13 条の 4 の規定により、病院、診療所等の関係機関から市町村長等に児童虐待の防止等に係る児童等の関係者に関する資料又は情報の提供を行う場合

事務連絡  
令和4年9月20日

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室） 御中  
各介護保険関係団体

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

ヤングケアラーの支援に向けた取組への御協力について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。世帯が抱える課題が多様化する中、家族介護者（ケアラー・ヤングケアラー）の状況が高齢者の自立した生活にも大きな影響を与える可能性があるため、家族介護支援の取組を促進することは重要です。

こうした中で、ヤングケアラーに係る福祉、介護、医療、教育といった多分野の連携、訪問介護サービス等の生活援助の取扱い、ヤングケアラー等がいる家庭への家事・育児支援を行う事業等につき、これまでも事務連絡や全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等により周知を行ってきたところですが、改めて下記のとおりヤングケアラーに係る施策等を一体的に周知いたします。各都道府県等におかれましては、内容について御了知いただき、ヤングケアラーと接する可能性のある関係機関、団体等に周知するとともに、ヤングケアラーに必要な支援が届くよう、適切な対応をお願いいたします。

記

- 1 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて  
(平成21年12月25日付け厚生労働省老健局振興課長通知)

同居家族がいる場合の生活援助サービスについては、利用者の同居家族等が障害や疾病等の理由により家事を行うことが困難な場合や、その他やむを得ない事情により家事が困難な場合などに限って利用が認められるものですが、利用者に同居家族（ヤングケアラーも含む）がいることをもって一律に本人への生活援助が位置付けられないというものではありませんので、改めて関係機関、団体等に周知をお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003fwn-img/2r98520000003fy5.pdf>

## 2 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)の周知への御協力について(依頼)(令和4年4月22日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)において、地方自治体やヤングケアラーと接する可能性の高い専門職へのアンケート調査や地方自治体でのモデル事業を通じて、ヤングケアラー発見の着眼点や支援のつなぎ方などの成果をマニュアルにてまとめております(別添1参照)。ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育といった多分野の連携が重要であることから、本マニュアルをご活用いただくようお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000932685.pdf>

また、ヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化等を進めておりますので、ご存知いただくようお願いいたします(別添2参照)。

## 3 ヤングケアラーについて学ぶ研修カリキュラム等の作成

「介護支援専門員の法定研修のカリキュラムやガイドライン等について(情報提供)」(令和4年4月28日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)において、「介護支援専門員の資質向上に資する研修等のあり方に関する調査研究事業」(令和3年度老人保健健康増進等事業)における成果物を周知したところですが、現在、介護支援専門員の法定研修に係るカリキュラムやガイドライン等の見直しの検討を進めており、ヤングケアラーが介護者の場合におけるアセスメントの留意点等について盛り込むことを予定しております。引き続き、研修実施機関、研修向上委員会等と連携しながら、今後のカリキュラム・ガイドライン等の改正を見据えた対応の検討をお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000934998.pdf>

また、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究事業」により、都道府県が地域包括支援センター職員等を対象としたヤングケアラーを含む家族介護者支援に関する研修を行うためのカリキュラムの作成を進めています(成果物の周知は今年度末を予定)。来年度以降に地域医療介護総合確保基金の既存メニュー等により実施する研修への活用について検討をお願いいたします。

## 4 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について

令和4年6月に成立・公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)により、令和6年4月から、市町村において、支援を要するヤングケアラーを含め、要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の

提供並びに家事及び養育に係る援助その他必要な支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」が創設されます（別添3参照）。

なお、当該事業の先行的な実施を支援するため、子ども家庭局において、令和3年度補正予算において「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」（別添4参照）を計上していますので、積極的に活用いただき、ヤングケアラー等がいる家庭に対する包括的な支援をお願いいたします。



# ヤングケアラーに気づくために

ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくいものです。

また、こども自身やその家族が「ヤングケアラー」であるということを認識していない、周囲が異変に気づいていても家族の問題に対してどこまで介入すべきかが分からないなどの理由から、必要な支援につながっていないケースもあります。

ヤングケアラーを把握し必要な対応を行うには、普段ケア対象者に接する、福祉・介護職員の皆さまや、医療従事者の皆さまの「気づき」が大切です。

## 気づきのヒント

家庭訪問時等の様子	医療機関・窓口等での様子
<ul style="list-style-type: none"> <li>●こども・若者が、ケア対象者の介護・介助をしている姿を見かけることがある</li> <li>●こども・若者が、日常の家事をしている姿を見かけることがある</li> <li>●こども・若者が、常にケア対象者の傍にいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ケア対象者の病状や家族構成（子とケア対象者のみである等）から、こども・若者にケアの負担がかかっていると懸念される</li> <li>●こども・若者が、家族の付き添いをしている姿を見かけることがある(平日に学校を休んで付き添いをしている等)</li> </ul>

有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和4年3月）より

## ヤングケアラーの状態を知る

ヤングケアラーを支援につなぐにあたっては、本人の意思を尊重すること、本人や家族の想いを第一に考えることが重要です。本人や家族との対話の中で緊急性を確認した上で、信頼関係を築きながら状況の把握をお願いします。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーの支援については  
市区町村の「こども家庭センター」  
又は児童福祉担当部署までご連絡ください

